

焼津市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として市政に携わる権能と責務を有することを認識し、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、次条第1項に規定する政治倫理基準に反するとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に真実を明らかにして、説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を害するような一切の行動を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の企業又は団体のため不当な関与をしないこと。
- (4) 市職員の採用、昇格及び異動に関し、不当な関与をしないこと。
- (5) 飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (6) いかなる場合であっても、ハラスメントその他の他者の人権を侵害し、又は侵害するおそれのある言動(議員が自己の名をもって第三者に行わせるものを含む。)を行わないこと。

2 前項第6号のハラスメントとは、次の各号に掲げる言動をいう。

- (1) 誹謗中傷、虚偽の風説の流布等により、相手を傷つけ、相手の人格若しくは尊厳を害し、相手に苦痛を与える言動若しくは相手を不快にさせる言動又は相手に不利益を与える言動
- (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える言動
- (3) 職務上の地位、役職等の優越的な関係を背景に、職務上必要かつ相当な範囲を超えて、相手の就業環境を害する言動
- (4) 相手に不快感を与える性的な言動又は性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける言動
- (5) 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動であって、相手の就業環境を害するもの

(就業等の報告義務)

第4条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体(出資団体を除く。以下「法人等」という。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

(審査の請求)

第5条 議員は、第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第6条 議長は、前条の規定による請求があったときは、議会運営委員会に当該請求の適否を諮り、

議会運営委員会が適当と認めるときは、これを審査するため、議会に焼津市議会政治倫理審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を議長へ報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、議員のうちから議長が指名する委員5人以内をもって組織する。

（審査会の委員）

第7条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の会議）

第8条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査会の調査）

第9条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

（被請求議員等の義務）

第10条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べるができる。

（結果の報告）

第11条 議長は、第6条第2項の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

（議会の措置）

第12条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、議会としての措置を講ずるものとする。
- 3 前項の規定による議会の措置は、次のとおりとする。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書による戒告
- (3) 議場における陳謝の勧告
- (4) 一定期間の出席自粛の勧告
- (5) 議員辞職の勧告
- (6) その他必要と認める措置

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

附 則（平成30年12月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月30日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の焼津市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用し、同日前に行われた議員の行為については、なお従前の例による。